

○総合事業説明会（平成28年10月開催）等を踏まえてのQ&Aについて【平成28年12月現在】

	質問	本市の見解・回答
1	通所型サービスでは併用が可能とのことですが、加算サービスは月単位になるのでしょうか。	通所型サービスの異なる類型を併用した場合に算定できる加算項目は介護職員処遇改善加算のみとなります。
2	デイケアとの併用は可能でしょうか。	<p>現在適切なマネジメントの結果、必要なサービスが位置付けられることから介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを同時利用が想定されておりません。</p> <p>（H18.3.22 平成18年4月改定関係Q&A（vol.1）参照）</p> <p>同様に、総合事業の通所型サービスにおきましても介護予防通所リハビリテーションとの併用は考えておりません。</p>
3	マネジメントBとCのイメージが付きにくいです。	<p>次のとおり想定しております。</p> <p>ケアマネジメントB・・・当面使用しない。今後総合事業完全実施以降に検討していく。</p> <p>ケアマネジメントC・・・住民主体のサービスのみを利用し、セルフマネジメントが可能な人を対象とする。</p>
4	平成29年4月以降の新規申請希望者がチェックリスト基準該当、要支援認定となった場合、訪問型生活援助サービスの実施事業所が生活圏内で見つからず、やむを得ず介護予防サービスでの生活援助を利用しても給付されるか。	市として、地域での多様なサービスの創設に努めてまいりますが、やむを得ない理由で訪問型生活援助サービスの利用ができない場合は、訪問型介護予防サービスの利用は可能です。ただし、利用できない理由が解消した場合は、訪問型生活援助サービスを利用ください。
5	通所型つどいサービスについて このサービスを行うに際して、ある程度の面積が必要な場所となると場所が限られてくると思います。例えば、地域にある集会所や自治会館となるとその地域に住んでいる人のみを対象とする場合もあるのですが、そうなるとつどいサービスは無理なのでしょうか。	通所型つどいサービスを実施する場合は事前に計画書を提出していただきます。計画書において開催場所や利用者の受け入れ条件や受け入れ可能な人数を示していただくことになります。

6	<p>新たに利用される方の条件に該当しないからといって、介護予防サービス実施事業者から生活援助実施事業者に選択しなおしてもらうのか。</p>	<p>訪問型介護予防サービス（現行相当サービス）、通所型介護予防サービス（現行相当サービス）を利用できる具体例は下記のとおりとする予定です。</p> <p>訪問型介護予防サービス（現行相当）の利用対象者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ➡事業所、職員が変わることで状態が不安定になるであろうと推測される人 ➡受け入れ可能な訪問型生活援助サービスの事業所がない場合 ➡身体サービス並びに専門知識を必要とする場合 ➡認知機能の低下や精神疾患等により日常生活に支障がある症状・行動を伴う場合 ➡退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが必要な場合 ➡専門的配慮をもって行う調理（肝臓職や糖尿病食等）が必要な場合
7	<p>短時間のサービスについて 現、支2の方で入浴とその後の処置と運動希望で午前中のみ利用の方が今後も同じサービスを希望された場合、今まで通りに行けるのでしょうか。短時間型サービスの事業所に変わっていただかなければならないのでしょうか。</p>	<p>通所型介護予防サービス（現行相当）の利用対象者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡既にサービスを利用しているケースで、サービスの継続が必要なケース ➡事業所、職員が変わることで状態が不安定になるであろうと推測される人 ➡受け入れ可能な通所型短時間サービスの事業所がない場合 ➡ケアプランで入浴や食事の提供が必要と位置づけられる場合 ➡集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合 ➡認知機能の低下や精神疾患等により日常生活に支障がある症状・行動を伴う場合 ➡退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが必要な場合
8	<p>現在の支援認定者の方は結局今までのヘルパーさんが来てくれなくなる。訪問型生活援助サービスとして、対象者になるのか。誰が決めるのか。といった意見が多く聞かれます。生活の援助サービスで入っている場合介護予防サービスなのか。生活援助サービスなのかの判断ツールはありますか。</p>	<p>特別な算定条件は必要ありませんが、理由書を作成していただく想定をしております。 なお、利用者へは必ず総合事業及び新たなサービスについての説明を行った上でとしてください。</p>
9	<p>現在介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用中の方が平成29年4月1日以降更新申請を行い要支援の認定を受けた時、引き続き訪問型介護予防サービス（現行相当サービス）、通所型介護予防サービス（現行相当サービス）を利用できるのか。それとも利用するには特別な算定条件が必要になってくるのか。</p>	<p>基本チェックリストの実施は地域包括支援センターのみとなります。ケアプラン作成の一部委託を行っている場合であっても基本チェックリストは地域包括支援センターが実施いたします。</p>
10	<p>‘チェックリストは地域包括しか行えない’と言われていましたが、委託している場合チェックリストは誰が行うのでしょうか。</p>	<p>基本チェックリストの実施は地域包括支援センターのみとなります。ケアプラン作成の一部委託を行っている場合であっても基本チェックリストは地域包括支援センターが実施いたします。</p>

11	<p>サービス従事者について ヘルパー試験を受けなくても容易に勤めやすいことで介護従事者の人数をふやすということですか？ 需要と供給が合うかどうか、雇ったとして希望者がいなければ意味がない点。一般の方でも二日の研修で従事できる。ただ仕事はないというのは困るから。 要は、包括ごとにサービス従事者が担当地域の介護予防をする事務所で何人サービス従事者がいてどのくらいの仕事が必要なのか。</p>	<p>高齢化の進展に伴い生産年齢人口も減少する中、介護人材についても確保が難しくなっています。そのため、担い手のすそ野を広げる観点からもサービス従事者研修を創設します。</p>
12	<p>サービス従事者が初任者研修を受けなくなったときに優遇制度はないのか。(生活援助に対する研修の部分はカットなど)</p>	<p>優遇制度はございません。</p>
13	<p>助け合いサービスについて 自治会ごとに設置したらいいのでは？と思いました。満遍なく供給できるので。</p>	<p>自治会といった地域の活動団体へも制度の周知を進めてまいります。</p>
14	<p>事務所の家賃に限度額はありますか。(場所を設けるなら人が集まりやすい・ボランティアしてくれる方たちの憩い・相談の場にもしなれないとおもいました。)</p>	<p>家賃の限度額は設けておりませんが、運営に支障のない事業計画をお願いいたします。</p>
15	<p>研修カリキュラム(フォローアップ含む)に伴う費用の詳細が知りたい。</p>	<p>受講料は無料を予定しております。ただし、テキスト代の一部を実費負担いただきます。 またフォローアップ研修については、内容を検討中です。</p>
16	<p>介護予防マネジメント3類型ともに、包括への報酬を引いた額という理解で良いですか。</p>	<p>お示ししている単価は地域包括支援センターが直接プラン作成する場合のものになります。一部委託を受ける居宅介護支援事業所の場合は、これまでと同様に委託元と委託先との按分になります。</p>

17	事業対象者の退院直後の取り扱いについて 例えば、何日以上の入院とか再アセスメントのような手続きが必要か。	入院前と状態像が異なる場合につきましては、再度アセスメント等が必要だと思われます。
18	介護予防の方は支援1・2、事業対象者ともに届出は各包括で良いか。(今までと変わらない。居宅としては委託を受けていても届出を行わない。現在と変わらない)	旨の届出の取扱いについては、今までと同様です。
19	介護予防ケアマネジメントについて 研修を行うということですが、今現在も包括ごとで扱いが違いますので、包括の方と共に研修したい。	介護予防ケアマネジメントマニュアルを作成し、各地域包括支援センターにおける対応の平準化を図ってまいります。
20	ケアマネジメントについて 各包括で違いが出ないようにある程度の基準を市として設けてほしいと思います。(例えば、A包括ならサービスで利用できるが、B包括だとA型(基準緩和)しか利用できない等)	
21	総合事業を実施するにあたって 緩和型訪問、通所の申請日は指定申請で運営規程変更は同じ時期で良いか。	一体的に事業を行う事業所におきまして、運営規程も一体的なものにすることは可能としております。運営規程の変更日を附則に記載する場合は総合事業のサービスの指定日としてください。
22	サービス利用していない方で更新申請を強く希望している方は更新しても良いか。	更新の際は、総合事業の制度内容等十分な説明を行ってください。その後、本人が更新申請を希望される場合は更新の手続きを行ってください。
23	総合事業(デイ、訪問介護利用)の方が急にショートステイを利用したくなった場合はそこから申請等の対応をするのでしょうか。認定が出るまでは、暫定利用もしくは自費利用対応する方法となりますか。	想定のとおり暫定利用あるいは自費利用になると思われます。暫定利用において介護予防サービスと総合事業のサービスを同時に使用し、要介護と認定された場合は、いずれかのサービス費用が自費になることがあるのでご注意ください。
24	新規申請でチェックリストを希望されて実施した場合(更新も含めて)支援1事業対象者と支援2事業対象者はどのような基準で判定されるのでしょうか。ADLの状態ですか。チェックリストの点数ですか。	新規で基本チェックリストに該当した方は要支援1の状態像とみなしてください。

25	<p>通所型介護予防サービスと通所型短時間サービスをまずは一体型で実施させて頂こうと現状は考えておりますが、現在当事業所では要支援1の方は週2回、要支援2の方は週3回まで利用を可能としているのですが、総合事業になってからでも、この利用回数を継続することに問題はないでしょうか。</p>	<p>介護予防プラン等の結果、必要であれば問題ありません。</p>
26	<p>通所型つどいサービスは何時間ぐらいを想定されていますか。例えば、当デイサービスで午前もしくは午後の単位中に徒歩来所で2時間ほど利用してもらうというようなことは可能ですか。</p>	<p>通所介護等施設の定休日等の営業時間外に通所型つどいサービスのサービス提供の場所として利用いただくことは可能です。本来の通所介護事業等に運営基準に抵触しないことと、衛生面等に支障をきたさないこと、経営されている事業の勧誘等を通所型つどいサービス提供時に行わないこと、また、通所介護の利用者への処遇に影響が出ないようにしてください。</p> <p>従事者に関しては、個人の意思で休日にボランティア活動をすることは可能かと考えます。</p>
27	<p>通所型つどいサービスについて 当施設のような通所介護施設を定休日に通所型つどいサービスを実施する場所として提供しても良いのか。また、当施設の介護福祉士を有する職員にボランティアで従事させてもらってもいいのか。</p>	
28	<p>現在3時間の提供にて9:30~12:30/13:45~16:45の2単位で提供させていただいています。(入浴他運動器機能向上)今回の総合事業に移行されるに対し、当事業所は、通所型サービスの①通所型介護予防サービスに該当すると考えるのですが、相違ないですか？</p>	<p>入浴と運動器機能向上を行う場合については、通所型介護予防サービスに該当すると考えます。</p>
29	<p>上記(31)で該当した場合、新たに②通所型短時間サービスを併用することは可能でしょうか。</p>	<p>通所型短時間サービスの指定を受ければ可能です。</p> <p>どちらか一方のサービスを利用する場合は月単価の請求で構いません。二つ以上のサービスを併用する場合は1回あたりの単位数で請求してください。ただし併用する理由をケアプラン等で明確にさせていただきます。また、1回あたりの単位数の1月の合計が現行のサービスの1月あたりの単位数を超える利用はできません。</p>
30	<p>上記(31)で該当した場合は、①②はそれぞれなら月当たりの単位、単価請求を行うということで良いか。</p>	

31	総合事業対象者になれば市の配食サービスは受けられなくなるのか。	配食サービスの利用対象者は、要介護認定及び要支援認定を受けている人です。チェックリストによる事業対象者は対象外となります。
32	総合事業対象者の区分支給限度額はどのように決められ、何を見れば確認できるのか。	5003 単位です。 退院直後等で一時的に 5003 単位を超える場合は、その旨の理由書を提出していただくこととしております。
33	現在要支援で予防サービスを受けていて、自費でベッドをレンタルしている方で、要介護（支援）申請せず「事業対象者」となった場合、自費ベッドのレンタルもできなくなるのか。	自費であれば可能です。従来通りケアプランへの記載をお願いします。
34	訪問介護と通所介護だけを利用している方は、現在の介護保険が終了した場合で次も要支援でサービスの変更がないときは、地域包括支援センターに移管するのか。（プラン）	ケアプランは今まで通り一部委託を受けている居宅介護支援事業所の担当ケアマネが作成していただくことができます。
35	通所型介護予防サービス定員 10 人以下の場合の人員基準はどうなるのか。	今までの地域密着型通所介護、介護予防通所介護と変わりありません。
36	東大阪市独自基準の新しいサービス類型における人員基準における必要数についてはどのように考えるのか。	東大阪市総合事業における人員基準の必要数、及び介護サービスとの一体的運営の考え方について、別紙のとおりお示しします。
37	これまでの介護サービス（訪問介護・通所介護）との一体的運営の条件はどうなるのか。	